

## 有害鳥獣対策施設設置支援事業助成金交付要領

(目的)

第1条 この要領は、農業保険加入者または農業保険加入者で構成された団体等（以下「加入者等」という）が、農業保険へ加入している農作物の鳥獣による被害を未然に防止するため、防護施設並びに器具等を新たに設置した場合に、それらに要した経費の一部を助成することについて、必要な事項を定めるものとする。

(助成対象年度)

第2条 この助成の対象年度は、令和8年度とする。

(助成対象者及び助成対象施設等)

第3条 この助成は、鳥獣害に対する未然防止策として防護施設等を新たに設置した加入者等を対象とする。

2 防護施設等は金網、トタン、ネット（防鳥ネット除く）、木柵、電気柵、捕獲用罟の施設等とする。

3 支払対象となる防護施設等は、農業保険加入品目の防護を目的とし、購入から1年以内且つ令和8年12月31日までに設置した施設等を対象とする。

(支払基準及び支払限度額)

第4条 この助成金の支払基準は、防護施設等を設置することで被害の防止、低減の効果が見込める場合とし、防護施設等の設置に要した経費の30%以内で3万円（複数の農業保険加入者で構成された団体、生産組合、法人等については、30%以内で5万円）を限度とする。

2 前項に定める助成金は1加入者等につき、事業年度に1回とし、かつ、過去3年以内に同一圃場、同等施設等で助成対象となった施設等は助成対象外とする。

3 中山間直接支払制度に組み込まれたものなど、自己負担経費が発生しないものは、助成対象外とする。

4 当該年度の計画額を超える助成金申請があった場合は、計画額を助成限度額とし、申請者に同じ割合で削減交付するものとする。

5 この助成金は、予算の範囲内で交付する。

6 助成金に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。

(申請方法及び期限)

第5条 この助成金の支払いを受けようとする加入者等は、助成金申請書（様式1）を次条に定める施設の設置が確認できる日、且つ令和9年1月31日までに組合長に提出する。

(予防施設設置の確認)

第6条 加入者等から助成金申請書の提出があった場合は、設置等の状況を組合職員が現地を確認し、現地確認報告書（様式2）により組合長へ報告する。

(助成金支払)

第7条 組合は、申請のあったすべての加入者等の助成金申請書、申請にあたり添付する書類及び現地確認報告書について、その内容を審査し、適当と認めるときは、助成額を決定し、確定通知書及び支払通知書（様式3）を交付する。

2 この助成金は、毎事業年度末までに支払うものとする。

(手続)

第8条 この要領は、組合長が定め理事会の承認を得るものとする。

附 則

1 この要領は、令和8年4月1日から実施する。